

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="457 562 931 596">フレッツ接続サービス契約約款</p> <p data-bbox="575 1373 813 1407"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="557 1520 831 1554">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1709 562 2184 596">フレッツ接続サービス契約約款</p> <p data-bbox="1828 1373 2065 1407"><u>2024年8月1日</u></p> <p data-bbox="1804 1520 2077 1554">株式会社 STNet</p>	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>第12章 雑則 (反社会的勢力の排除) 第53条</p> <p>4 当社は、申込者またはフレッツ接続サービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することもしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解除することが出来るものとします。</p>	<p>第12章 雑則 (反社会的勢力の排除) 第53条</p> <p>4 当社は、申込者またはフレッツ接続サービス契約者が本条第1項各号のいずれかに該当することしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第1項もしくは本条第2項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申込みを承諾しないことまたは本契約を解約することが出来るものとします。</p>	

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考 (変更理由)																																
<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td> ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、<u>その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 事務手数料等 1 適用</p> <p>手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)事務手数料等に係る料金の適用</td> <td> ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。 </td> </tr> <tr> <td>(2)事務手数料等の適用除外又は減額等</td> <td> ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、<u>手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (1) 契約事務手続きに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料を<u>いただかない</u>場合があります。</p>	区 分	内 容	(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、 <u>その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</u>	区 分	内 容	(1)事務手数料等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。	(2)事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、 <u>手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</u>	種 別	単 位	料金額 (税込価格)	契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)	<p>料金表 第1表 料金 第1 利用料金 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用</td> <td> ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、<u>解約金を減免することがあります。</u> オ 当社は、ウの規定にかかわらず、フレッツ接続サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてフレッツ接続サービスの解約を当社に通知した場合、<u>解約金を減免することがあります。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表 事務手数料等 1 適用</p> <p>手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事務手数料等に係る料金の適用</td> <td> ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。 </td> </tr> <tr> <td>(2) 事務手数料等の減免</td> <td> ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、<u>手続きに関する料金を減免することがあります。</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 (1) 契約事務手続きに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">料金額 (税込価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td> <td>1 契約ごとに</td> <td style="text-align: center;">2,000 円 (2,200 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社の判断により、契約事務に係る手数料を<u>減免する</u>場合があります。</p>	区 分	内 容	(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、 <u>解約金を減免することがあります。</u> オ 当社は、ウの規定にかかわらず、フレッツ接続サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてフレッツ接続サービスの解約を当社に通知した場合、 <u>解約金を減免することがあります。</u>	区 分	内 容	(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。	(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、 <u>手続きに関する料金を減免することがあります。</u>	種 別	単 位	料金額 (税込価格)	契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)	
区 分	内 容																																	
(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、 <u>その解約等に要する額を減額して適用することがあります。</u>																																	
区 分	内 容																																	
(1)事務手数料等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。																																	
(2)事務手数料等の適用除外又は減額等	ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、 <u>手続きに関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して適用することがあります。</u>																																	
種 別	単 位	料金額 (税込価格)																																
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)																																
区 分	内 容																																	
(2)最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約等があった場合の料金の適用	ア フレッツ接続サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は3ヶ月間とします。 ウ フレッツ接続サービス契約者は、前項の最低利用期間内にフレッツ接続サービス契約の解約があった場合は、第30条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、フレッツ接続サービスの基本額に相当する解約金を、一括して支払っていただきます。ただし、初期契約解除を行う場合、および当社が別に定める場合はこの限りではありません。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、 <u>解約金を減免することがあります。</u> オ 当社は、ウの規定にかかわらず、フレッツ接続サービス契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてフレッツ接続サービスの解約を当社に通知した場合、 <u>解約金を減免することがあります。</u>																																	
区 分	内 容																																	
(1) 事務手数料等に係る料金の適用	ア フレッツ接続サービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ フレッツ接続サービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、フレッツ接続サービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。																																	
(2) 事務手数料等の減免	ア 当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、事務処理の態様等を勘案して、別に定めるところにより、 <u>手続きに関する料金を減免することがあります。</u>																																	
種 別	単 位	料金額 (税込価格)																																
契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)																																

フレッツ接続サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年8月1日から実施します。</p>	